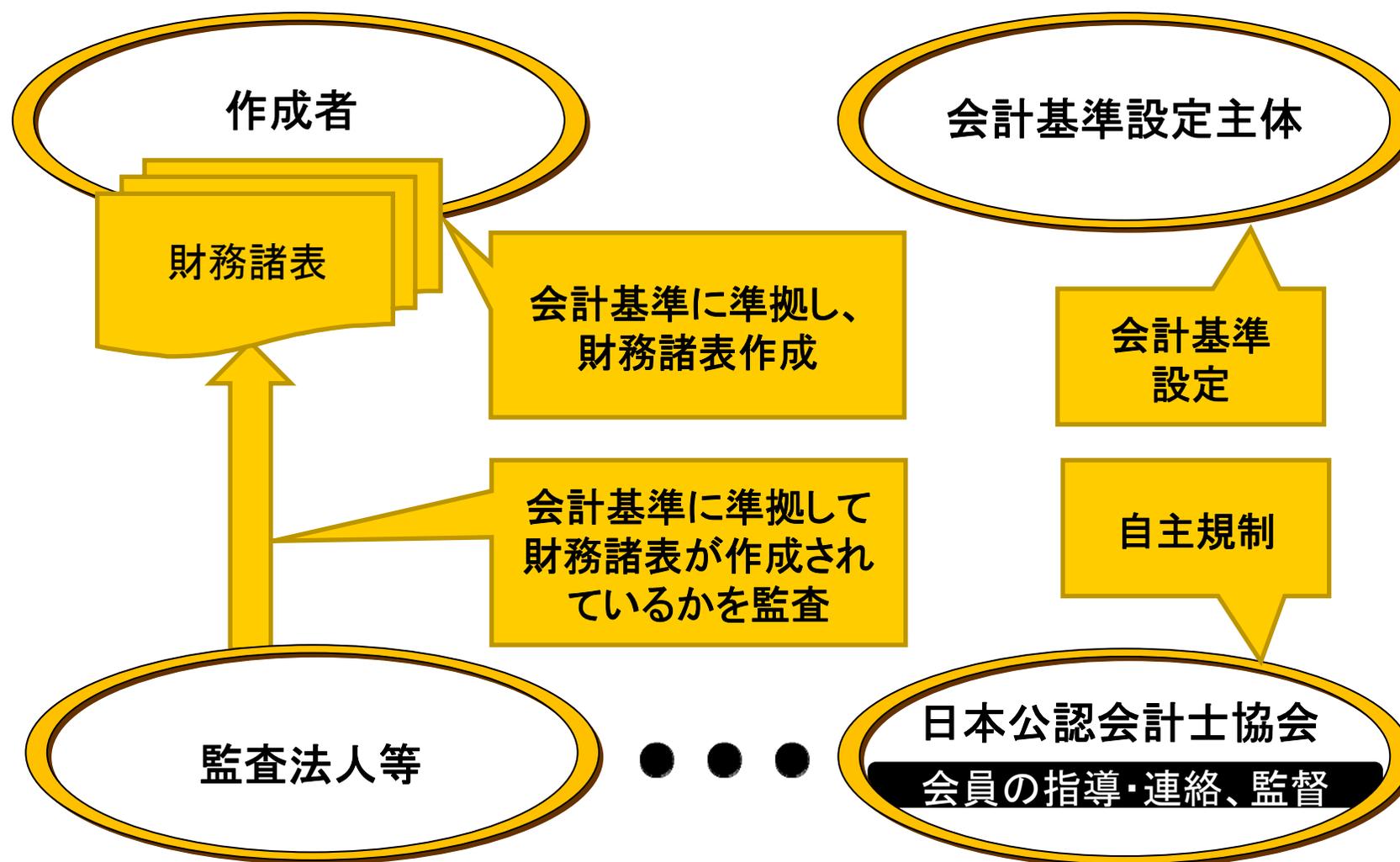


監査法人における 対応について

3月29日 企業会計審議会資料

監査法人の位置づけ



監査法人の体制

- 監査法人は、継続的に監査業務の品質の維持および向上に努めている
- IFRSに基づく財務諸表監査も、日本基準に基づく財務諸表監査と同様にこの体制の中で対応する
- 取引実態を踏まえた監査の実施等に向け、作成者との適切な理解の下での密接な対話・議論などのきめ細やかな対応や、人材育成に向けた研修を行う

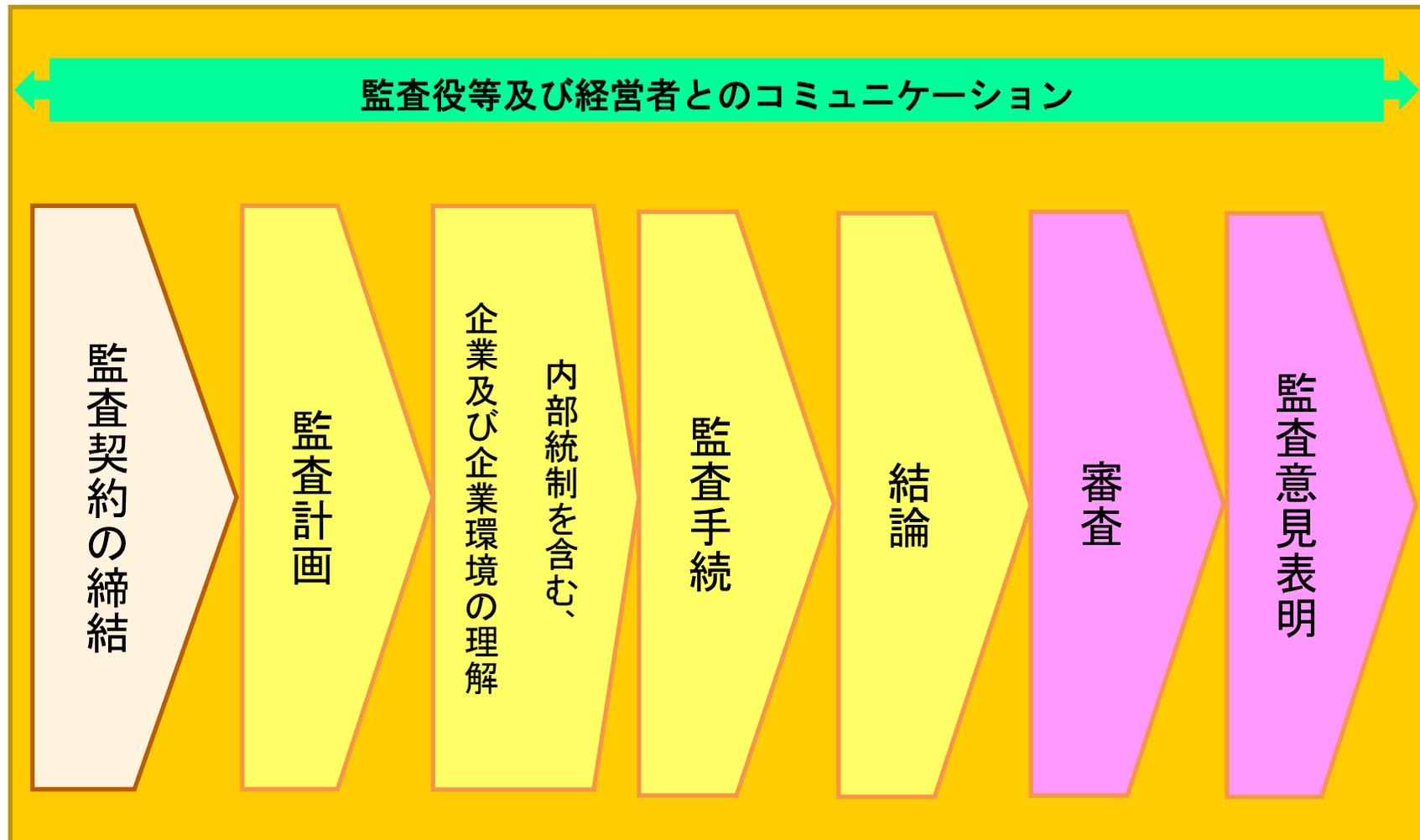
監査法人の体制

品質管理体制

研修体制

監査法人の品質管理体制①

—監査意見の形成過程(イメージ図)



監査法人の品質管理体制②

—監査意見の形成過程

IFRSに基づく財務諸表監査は、日本基準に基づく財務諸表監査と同様の枠組みで、下記のような形で監査意見を形成しており、意見形成は基本的に日本の監査法人の中で完結している

□監査意見の形成過程

- 財務諸表監査を行う担当チームは、適切な能力と知識（IFRS財務諸表監査においては、IFRSに関する知識を含む）を有する適切な人員により構成
- 担当監査チームが事実と状況に基づき判断し、各法人の品質管理部門が品質を合理的に確保する
- 法人内にIFRSに関する相談・意見表明の審査等に対応する部署を設置し、複雑な問題及び法人内での統合的な取扱いに対処
- 意見表明の審査は、IFRSに基づく財務諸表監査も日本基準に基づく財務諸表監査と本質的に同様であり、グローバルの組織ではなく日本の監査法人が実施

監査法人の品質管理体制③

—会計基準(IFRS)の適用に当たっての判断

- IFRS適用の判断は本質的に日本の会計基準適用の判断と同様
 - IFRSは、特定の他の国の基準を適用するのではなく、国際基準を日本で適用するものであるため、適用にあたっての判断は、基本的には日本のIFRSに関する相談等に対応する部署で実施
- IFRSが国際的に適用されていることへの考慮
 - IFRSは国際基準であり、多くの国に適用されていることを考慮する必要があり、提携するネットワークファームと連携・協働
 - 他の国の取引や事象にも影響がありうる会計処理については、首尾一貫した適用のため日本の監査法人も含めたネットワークファーム間で意見交換を実施

監査法人の品質管理体制④

—IFRSの原則主義的側面への対応

- 原則主義と細則主義は、相対的なものである
- 監査法人のガイダンス
 - IFRSは国際基準であるため、必要に応じて諸外国の事例や経験を参照することもありえる。作成者と監査人の事例や経験の積み重ねに基づくガイダンス、スタンスを作成、可能な範囲で解説として公表
- 取引の背景や実態に応じた対応の重要性
 - 取引の背景や実態が異なれば、適用にあたっての判断も異なるので、作成者と監査人が適切な理解のもとで議論するプロセスが大切

監査法人の研修体制

- 概念フレームワーク、基準、解釈指針を理解し、事実と状況に基づくIFRS適用を判断できる人材を育成
 - IFRSの体系的な理解の促進
 - ケーススタディや実務上の問題を扱い、実践力を確保
 - 集合研修、ワークショップ、e-learningなどの複線的な研修体制を整備
- IFRS財務諸表監査チーム内の役割に応じた研修を実施

監査法人等を支援するためのJICPAの取組み

- 情報収集・情報発信
- 中小監査法人への支援
- 関係団体との連携
- 研修

(参考:日本公認会計士協会のIFRSサイト)

<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/index.html>